

令和6年度 千曲坂城消防本部
災害対応特殊救急自動車整備事業
仕様書

千曲坂城消防本部

目 次

第 1 総 則

目的、概要、車両の条件、適合法令	1
契約、提出書類	2
外注先の監督、検査	3
登録手続の代行等、納入時の点検整備、補則	4

第 2 仕 様

車両構造、主要諸元、艤装	5
救急資器材の取付	10
電装関係	11
塗装、記入文字関係	13
無線関係	14
付属品及び装備品	15

第 3 納入

納入	15
--------------	----

第 4 その他

その他	15
---------------	----

第1 総 則

1 仕様書の目的

この仕様書は、千曲坂城消防本部（以下「当本部」という。）が、令和6年度に製作する高規格救急自動車（以下「救急車」という。）について、必要な事項を定める。

2 概 要

(1) 救急車は、救急救命士及び救急隊員の救急救命処置等に必要な最新の救急資器材、医療機器及び付属品等を適切に装備するものとする。

(2) 仕様書の記載事項について、変更しようとする場合は、理由書及び図面等を付して当本部の承認を得ること。

また、仕様等に関して疑義が生じた場合にも当本部の指示を得ること。

(3) 本仕様書に明記されていない事項については、製作会社公表の標準仕様によるものとする。なお、標準仕様に変更があり本仕様書に疑義又は変更が生じた場合は、その都度当本部の指示を受けるものとする。

3 車両の条件

救急車は、この仕様書に適合して製作されるとともに、次の条件を満たし救急車として最適の構造及び性能を十分に有するものであること。

(1) 車両は、令和6年度に製造されたものであること。

(2) 救急車専用の設計で製造された車両であること。

(3) 堅牢にして長期間の使用に十分耐え得るものであり、かつ維持管理が容易に行えるものであること。

(4) 安全性、操作性を十分考慮したものであること。

(5) 清掃、点検、整備及び修理が容易に行えるものであること。

4 適合法令

救急車及び積載品は、次に掲げる法令のほか、その他関係法令等に適合するものであること。

(1) 道路運送車両法

(2) 道路運送車両保安基準

(3) 消防施設強化促進法及び同法施行令

(4) 環境適合法令等

(5) 薬機法等

5 契約

(1) 本契約に当たっては、この仕様書を了承し不明な点は、当本部に確認し十分熟知の上、契約するものとする。

なお、契約後において生じた一切の疑義は、すべて当本部の指示に従うものとする。

(2) 受注者は、この仕様書に基づく製作が安全かつ強固に製作できるよう事前検討し、遺漏のないよう確認すること。

(3) 契約後、受注者（必要により外注先業者）は、車両関係及び積載品等について当本部と十分な打合せを行うこと。

(4) 艀装にあたっては、当本部担当者と協議した後、艀装の詳細図面等を作成し、当本部の承認を受けた後に施工すること。

また、艀装工作の都合等によりやむを得ない事由が発生し本仕様書又は承認図書の内容を変更する必要があるとき、又は不明な点が生じたときは、必ず事前に当本部へ連絡し、必要な指示を受けるとともに、その内容について双方が確認書等を取り交わし、誤りがないよう万全を期すること。

6 提出書類

(1) 契約後、速やかに次に掲げる図書等を2部提出し、当本部の承認を得ること。

ア 製作工程表

イ 諸元明細書

ウ 艀装外観五面図（上・左・右・前・後）

エ 車両内装図

オ 救急資器材、積載品及び付属品の取扱説明書（1部で可）

カ 車両運転室計器盤及び機器取付関係図

キ 酸素配管図

ク その他当本部が指定したもの

(2) 完成検査終了後、次の図書等を2部提出すること。

ア 最終艀装五面図（上・左・右・前・後）

イ 救急資器材、積載品及び付属品の最終取付図及び取扱説明書（1部で可）

ウ 改造自動車等審査結果通知書の写し

- エ 車両取扱説明書及び点検整備説明書
- オ 完成救急車の全体写真
- カ その他当本部が指定したもの

7 外注先の監督

救急車製作上、艤装及び救急資器材等を他の業者に外注する場合は、この仕様書の内容を満たすよう当該業者を監督すること。

8 検査

仕様書及び関係書類に基づき、中間検査、完成検査及び納入時検査を次のとおり実施するものとする。

- (1) 検査日程は、当本部に提出した製作工程表に基づき、検査を受けられる状態で日程を組むこと。
- (2) 各検査を受けようとするときは、15日前までに検査日時、場所及び検査要領を記載した計画書を提出し、当本部の承認を受けること。
- (3) 検査は、当本部の指示に従って受けること。
- (4) 検査にあたっては、技術担当者及び営業担当者が必ず立ち会うこと。
- (5) 検査における指示事項は、当本部の指示する日までに修復又は交換等を完了させること。
- (6) 検査に要する費用は、受注者の負担とする。
- (7) 検査項目

ア 中間検査（製造工場）

- ・ 車体検査
- ・ 艤装検査

イ 完成検査（坂城消防署）

- ・ 車体検査
- ・ 艤装検査
- ・ 救急資器材、積載品、付属品等の取付状況
- ・ 救急資器材、積載品、付属品等の数量及び機能
- ・ 塗装関係
- ・ 無線設備
- ・ その他当本部が指定したもの

ウ 納入検査（坂城消防署）

- ・ 完成検査に準じて実施する。

9 登録手続の代行等

- (1) 車両完成後、受注者は新規登録（緊急車指定を含む）のための手続等を行う。
また、それに係わる費用の一切を受注者が負担及び代行し、当該検査を受けた後、関係書類を添えて納入すること。

ただし、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税並びにリサイクル料については別途請求とし、当本部の負担とする。

- (2) 新規登録後、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証書を提出すること。
(3) 新救急車導入に伴う旧救急車の廃車のための手続き等は受注者が行うこと。
また、それに係わる費用の一切を受注者が負担及び代行すること。なお、旧救急車の廃車に伴い返金された自賠責保険料は、指定の方法により収めること。

10 納入時の点検整備

救急車納入に際しては、車両及び積載品等について点検整備を実施すること。

11 補則

- (1) 救急車の製作にあたって、会社所有権に関する法令に抵触する問題及びその他の問題が発生した場合には、速やかに当本部に連絡するとともに、責任をもって対処すること。

- (2) 納入後、艀装関係及び積載品等について、製作上の不備により生じた故障又は破損等については、受注者が無償で修理するものとする。

なお、メーカー補償期間を経過した場合においても、重大な製作上等の瑕疵によって生じた故障又は破損等は、受注者が責任をもって無償で修理するものとする。

- (3) 完成前に新たな装備品、支給品等が生じた場合には、受注者は当本部の指示により配置スペース及び重量バランスを考慮したうえで、固定装置あるいは収納庫等を設けること。

第2 仕様

1 車両構造

- (1) 高規格救急車 箱型（キャブオーバータイプ）
- (2) 乗車定員7名以上
- (3) 車両本体は、本仕様書に基づきメーカーの救急車専用自動車を改造及び艤装するもので、その構造は、振動、衝撃等を十分緩衝できるものとし、あらゆる走行条件に対して安全、耐久性に優れていること。
- (4) 相対的に重量の軽減を図り、前後輪荷重及び左右荷重の平均的なバランスを考慮すること。
- (5) 患者室の防水性を考慮すること。
- (6) 運転室から患者室へ容易に往来できること。

2 主要諸元

救急車の主要諸元は、次のとおりとする。

- (1) エンジン ガソリンエンジン
- (2) 総排気量 2,488cc以上
- (3) 動力伝達装置 4輪駆動のオートマチック
- (4) 操舵装置 パワーステアリング
- (5) 車体の主要寸法
 - ア 全長 …………… 5,200mm以上～5,700mm以下
 - イ 全幅 …………… 1,800mm以上～2,000mm以下
 - ウ 全高 …………… 2,400mm以上～2,600mm以下
 - エ 室内全長 …………… 3,300mm以上～4,500mm以下
 - オ 室内全幅 …………… 1,600mm以上～1,900mm以下
 - カ 室内全高 …………… 1,800mm以上～1,900mm以下
 - キ 最小回転半径 …………… 6.5m以下
- (6) その他 寒冷地仕様

3 艤装

(1) ドア及び窓

- ア 患者室左側面のスライド式ドアは、標準装備に加え、開放時自動的に足元灯を点灯する構造であること。
- イ 患者室後部のバックドアには、後方視界確保のためリアワイパー及び電熱線を設けること。
- ウ フロント左右のドアには、サイドバイザーを設けること。
- エ 傷病者室の窓ガラスは、右窓全面を白色フィルム張りとし、左窓及び後面窓ガラスは、全面くもりフィルム貼りとすること。
- オ 後面窓ガラスのくもりフィルム貼りの一部に、ドライブレコーダーの後方カメラが撮影できるように加工をすること。

(2) ステップ及びプロテクター

- ア 運転席及び助手席のフロントステップにアルミ縞板製の保護板を設け、その上にさらにすべり止め加工を設けること。
- イ 左サイドドアのステップにアルミ縞板製の保護板を設け、その上にさらにすべり止め加工を設けること。
- ウ バックドアからのストレッチャー及び乗降用として、アルミ縞板製のステップを設けるとともに、すべり止め加工を設けること。
- エ リヤバンパー部分にアルミ縞板製の保護板を設けること。

(3) 前方後方確認装置

- ア フロントアンダーミラーを設けること。
- イ カーナビゲーションを設置し、モニターは運転席から視認障害とならない位置に設けること。
- ウ 助手席用ミラーを運転室中央部と左側外部に設けること。
- エ 全方位モニターを設け、全方位モニターの映像を運転室のモニターで確認できるようにすること。
- オ インナーミラーは、デジタルインナーミラーとすること。

(4) 追突防止装置

- ア ハイマウントストップランプをバックドアに設けること。
- イ バックドアを開放した状態で後方から視認できるバックドア停止表示灯（高輝度点滅機能付）を設けること。
- ウ バックドアを開放した状態で後方から視認できる LED 点滅灯を車両後面左に設けること。単独 OFF スイッチを取り付けること。

エ 誤発進防止装置を設けること。

(5) 床面

患者室の床面及び周辺は、防水加工仕上げとし、水洗い可能な仕様とすること。

(6) 座席

ア 患者室メインストレッチャー頭部側に、患者室後方を向いた跳上げ式シートを設けること。

イ 患者室左側にシート下部収納庫付サイドシートを設け、収納庫には予備酸素ボンベ単体の積載箇所を1本分設けること。また、サイドシート前方に隊員用の折りたたみシートを設けること。

なお、サイドシートはバックボード等を設置できるものとする。

ウ 各座席には、シートベルト及び背当てを設けること。

(7) 隔壁扉

運転室と患者室は隔壁扉（縦型収納庫兼用）で密閉できる構造とし、扉開放時はウォークスルー構造で、安全に往来できるものであること。

(8) 資器材収納庫

ア ルーフサイド左右前後に扉付収納庫を設け、左後部は中央縦仕切りなし、右後部は内部仕切り棚付きとすること。また、収納庫下部にアシストグリップを設けること。

イ 患者室右前部に三段棚を設けること。

ウ 患者室右後部に上段が処置用トレイ付き、下段がアクリル扉付きの収納庫を設けること。

エ 運転席後部に収納庫を設け、収納庫内には高さ調節及び取り外し可能な2段棚を設けること。

オ 助手席後部に収納庫を設け、その収納庫の上部には、マグネット収納を取り付けることができる鉄板を設けること。また、下部には **corpuls cpr** が固定できるようにすること。

カ 助手席後部収納庫周辺にウエルパス収納庫を設けること。

キ 運転席後部に A3 サイズ地図入れを設けること。

ク 運転席と助手席の間に蓋なし地図入れを設けること。また、携帯無線等を収納するポケットを1ヶ所設けること。

ケ 運転室内天井左右にネット収納を設けること。

コ 患者室天井部分にネット収納を2箇所以上設けること。

- サ 設置する収納庫の構造は、堅牢で走行中の振動により異音が発生しないような処置を施すこと。
- シ 設置する収納庫は、走行中、扉及び引き出し等が開放しないよう固定装置を設けること。
- ス 設置する収納庫内部のすべて（引き出し内部も含む）に緩衝材を設け、必要に応じ積載品の固定装置を取り付けること。
- セ 積載する救急資器材が有効に収納できる資器材収納庫等を患者室に増設する際の設置の位置及び大きさ並びに扉の方式等は、契約時協議して最終的に決定するものとする。

(9) トレイ等

- ア 運転室ネット収納の間にティッシュ/グローブボックスを設けること。
- イ 運転席後部収納庫扉にマグネット収納を取り付けることができる鉄板を設けること。
- ウ マグネット式ティッシュ/グローブ固定装置を5個以上付属すること。
- エ 酸素ボンベ庫上部壁前側にティッシュ/グローブボックスを設けること。
- オ 窓上レールにセンサー類汎用ポケットを設けること。
- カ 窓上レールに酸素マスク収納トレイを設けること。
- キ 右側医療機器棚に処置用トレイを設けること。
- ク 右側医療機器棚に患者回路等収納庫を設けること。
- ケ 右側医療機器棚に設置されるモニター台座の下部に収容物を収納できる仕様にする事。

(10) フック

- ア 運転席後部及び助手席後部にC型バネ付フックを3個設けること。
- イ 右側後向き席上部にC型バネ付フックを3個設けること。
- ウ 窓上レールにC型バネ付フックを3個以上設けること。

(11) 安全装置

- ア バックドア開口部左側に乗降用の手すりを設けること。なお、手すりは高齢者、小児に配慮した大型のものにすること。
- イ 天井部のアシストグリップは前方から後方まで延長すること。

(12) 時計等

- 患者室の見易い位置に電波時計（デジタル式1台）及び温湿度計を設けること。

(13) 記録板

患者室の右側後向き座席上部にマグネット対応ホワイトボード（A4 サイズ以上）を設けること。また、ペン立て、イレイサー、黒ペン、赤ペン、青ペンを各1個付属すること。

(14) 消防章

フロントグリル中央部に直径15cmの消防章を設けること。

(15) 旗立て

車体左側に旗立て（ステンレス製・脱着式）を設け、ポールを付属すること。

(16) けん引用フック

フロントバンパー部に堅固に取付けること。

(17) 冷暖房装置・換気装置

ア 冷暖房装置は、運転席と患者室を同時及び個別に冷暖房でき、それぞれに操作スイッチを設けること。

イ 電動換気装置を設け、操作スイッチを患者室のスイッチパネルに設けること。換気装置には換気扇フィルターを設けること。

(18) その他

ア ナンバーフレーム（前後、メッキタイプ）を装着すること。

イ ビルトインタイプのETCを設け、ナビゲーションシステムと連動させること。

ウ ドライブレコーダーは、前方カメラ及び後方カメラを設けること。

エ 患者室内にマグネット付のゴミ箱（蓋付）を設けること。

オ 施工箇所には、アースボンディングを施工すること。

カ 全自動電子バッテリー管理器を設けること。

キ 助手席ピラー部分にはフレキシブルマップランプを取り付けること。また、助手席上部にLED灯を設けること。

ク 車両には、自動車用消火器を設置すること。

ケ 艙装について、設置位置の変更、軽微な仕様の変更がある場合は別途協議し対応すること。

コ その他、この仕様書に記載のない部分はメーカーの標準仕様とすること。

4 救急資器材等の取付

(1) 防振ストレッチャー架台

ア 架台は、メインストレッチャーを確実に固定及び解除できる構造であり、防振ベッドをメインストレッチャー スカッドメイト仕様に改造すること。

イ 架台は、左右へのスライド機能及びCPRロック機能を有すること。

ウ 感染防止対策のため、電気を用いない水洗い可能な架台であること。

(2) スクープストレッチャー及びバックボード

収納装置は、車両右側に固定装置を設け、器材取り出し等に支障のない構造とすること。

(3) 酸素吸入器具装置

ア 酸素ボンベ（1.5 m³・ロレットタイプ）は専用収納庫（標準仕様位置に設置）に2本以上設置可能で、個別に脱着できる構造とし、酸素調整器（減圧弁）を設置すること。また、酸素ボンベのバルブは患者室から容易に操作できる構造とし、ヨーク式ボンベ用開閉ハンドルの取付金具を設けること。

イ 患者室内の操作しやすい位置に加湿流量計付酸素吸入装置（オキシパック OX-III S）を設けること。

(4) 輸液ボトル固定装置

輸液ボトルホルダーを4本分設けること。

（天井に固定式2本、アシストバーに移動式2本）

(5) 救助用資器材

ア 下記の救助用資器材を車両右側サイド収納ボックスに積載、若しくは収納袋等で積載すること。なお、収納ボックス積載の場合は収納ボックスには夜間照明を取付けること。

- ・バール（600mm）
- ・万能斧
- ・ガラスカッター
- ・シートベルトカッター
- ・ボルトクリッパー
- ・レスキューシザー

イ 車内にスローラインバックセット（ロープの長さは20メートル以上）を積載すること。

(6) 吸引器

定置型吸引器、吸引ポンプを患者室右側下部に設置し、吸引カテーテル保持パイプ（ベンチアーム）及びC型フックを設置すること。

(7) その他の救急医療資器材

積載する救急医療資器材は、【第4 その他】別表のとおりとし、それぞれ操作しやすい位置に収納装置等により装備、積載すること。

(8) その他

救急資器材の取り付けについて、詳細は別途協議し対応すること。

5 電装関係

(1) 電装品

ア 充電発電機は、12V-140Ah以上のものとし、装備する機器が十分作動できるものであること。

イ バッテリーは、寒冷地仕様とし容易に点検、整備ができる位置に収納し、周囲の腐触防止措置を行うこと。

ウ 無線障害を防止するため、必要な箇所にボンディングワイヤーを設けること。

(2) 電装関係スイッチ

ア 運転席と助手席の間に電子サイレンユニット、散光式赤色警光灯その他各種電装品のスイッチを設け、各座席から容易に操作できるよう集中配置すること。

イ 特装電装品のヒューズは、一括して特装ヒューズボックスに設けること。

(3) 電子サイレン等

ア 電子サイレンアンプは、音声合成装置、住宅モード付、音質切替機能を有し、スイッチは運転席及び助手席に設けること。

イ 50ワットのスピーカー2個を標準位置に内蔵すること。

ウ 運転席用フレキシブルマイクロホン（スイッチ付）を設けること。

(4) 赤色点滅灯等

ア フロントルーフ及びリヤルーフにLED散光式赤色警光灯を設けること。

イ フロントバンパーにLED赤色警光灯を2灯設け、ルーフ赤色警光灯スイッチと連動させること。

ウ 点滅パターンが3種類以上、サイレン音及び音声メッセージスイッチに連動して自動で点滅モードが変化すること。

エ ルーフサイドに LED 作業灯を前後左右 4 灯設けること。

(5) ランプ等

ア ヘッドランプは、LED ランプとしオートレベリング機能を設けること。

イ フロントにフォグランプ（2 灯）を設けること。

ウ 車体後方両側に路肩灯（タイヤ灯）を設置し、スイッチを運転席に設けること。

エ サイドフラッシャーランプを設けること。

オ 患者室内灯の調光器を設けること。

(6) インバーター

車内に 3 0 0 W以上の正弦波インバーターを設けること。

(7) 患者室内コンセント

ア アース付 AC 1 0 0 V 出力 2 口コンセントを患者室右側の使用に適した位置に 3 個設けること。

イ 患者室右前壁面（3 段棚上部）に 1 0 0 V コンセント 2 口を設けること。

ウ 各コンセントには 1 0 0 V を識別できるよう銘板を設けること。

エ 上記コンセントの他に患者室内に装備する救急資器材には、専用の電源コンセントをそれぞれ設けること。

(8) 外部電源コンセント及び自動充電器

ア 自動的にバッテリーを補充するとともに、積載されている救急資器材等を外部電源で使用できる機能を有すること。（携帯電話等の充電及び室内ライトも点灯できる構造とすること。）

イ 防水機能を有する外部電源入力用マグネットコンセント（蓋付）を後部バンパーに設け、接続コード（1 0 m）を付属すること。

ウ 外部電源接続時エンジンスターターOFF 機能を有すること。

(9) 電流計・電圧計

電流計・電圧計を運転席の見やすい位置に設けること。

(10) その他

電装関係について、詳細は別途協議し対応すること。

- ・ 図サイズ
 - ・ バックドア上部：直径 350 mm
中央にスターオブライフ 青色
周囲を囲み EMERGENCY MEDICAL SERVICES 赤色
※当本部指定の形
 - ・ 左右スライドドア：当本部指定ロゴ、文字
適宜な大きさとする。
- ・ 施行
 - ・ カッティングシート（再帰性反射材）
 - ・ 「長野県」と「千曲坂城消防本部」は文字間隔を合せること。
 - ・ 側面後方下部の「救急坂城 1」にあつては左右共に、車両前方から後方へ表記すること。

(6) 車体屋根に対空標示を次のとおり記入すること。

- ・ 記入文字 「千曲 坂 1 長野県」丸ゴシック体
- ・ 文字サイズ 一文字の一辺が 500 mm以上の正方形
- ・ 文字の太さ 50 mm以上
- ・ 文字の色 緑色
- ・ 施行 カッティングシート（再帰性反射材）
文字行間は 150 mm以上開けること

(7) 詳細については、別途協議し対応すること。

7 無線関係

(1) 無線装置

- ア 無線装置の設置にあたっては、電波法等の関係諸規程を遵守して設置するものとする。
- イ 新救急車に積載する無線機は、現在の救急坂城 1 のものを移設（デジタル無線呼出名称は、「救急坂城 1」のままとする。）し使用すること。なお、アンテナ、配線等の付属品については、すべて新規製品とし受注者が負担するものとする。
- ウ 無線機等を構成する機器類は、それぞれ検定又は規格等の合格品であること。
- エ 無線機本体（取付金具含む）、アンテナ取付け、電源コード及びアンテナケーブル等の一切を配線するものとし、いずれもデジタル無線機にも対応可能なものとする。

- オ アンテナベース位置の天井内張りに、点検用蓋を設けること。
- カ 運転席と助手席中央下部に無線機及び受話器取付用金具を設けること。
- キ 患者室には、無線送受話器及び無線モニター用スピーカーを設け、患者室左側サイドルーフ中央部に無線機取付金具を設置すること。

(2) 手続

無線装置設置等に伴う一切の手続等にかかわる諸費用は、すべて受注者が負担すること。

(3) 検収

当本部が行う検査に合格したことをもって検収とする。

8 付属品及び装備品

車両の付属品及び装備品等は【第4 その他】別表のとおりとする。

第3 納入

1 納入

- (1) 納入期限は、令和7年2月25日（火）までとする。
- (2) 納入場所は、千曲坂城消防本部坂城消防署とする。
- (3) 納入台数は、1台とする。
- (4) 納入日には、資器材などを含め一切を納入すること。また、車両の燃料は、満量であること。
- (5) 感染症等の拡大による影響で、資器材などの納入が期日までに困難な場合は、別途協議とする。

第4 その他

1 その他

積載する救急資器材、車両の付属品及び装備品等は、別表のとおりとする。

2 旧救急坂城1の救急資器材の移設及び廃棄

- (1) 旧救急坂城1の廃車に伴い、積載されている患者監視モニターを救急戸倉2へ移設すること。
- (2) 旧救急坂城1の廃車に伴い、積載されている医療機器は廃棄すること。また、廃棄に係る費用及び手続きは、受注者が負担及び代行すること。
なお、使用可能な医療機器がある場合は、当本部既存の救急車に取り付ける可能性があるため別途協議すること。